

長期履修制度について

兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科においては、「長期履修制度」を導入しています。

1 趣旨

この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象としています。事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができます。

2 出願資格

長期履修学生として出願することができる者は入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 職業を有する者（正規職員以外も含み、その収入を主として生活を行っている者）
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

3 出願手続

長期履修制度の利用を希望する者は、試験日までに入試本部あて以下の書類を提出してください。出願の手続きはこの期間だけです。

【出願書類】

- ① 長期履修学生許可願（様式第1号）
- ② 理由書（具体的に履修計画を含めて記入すること）（様式第2号）
- ③ 次に定めるその他必要な書類

区 分	必要書類
職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生活を立てている者）	在職証明書又はそれに代わるもの
育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者	本人の申立書
病気等その他やむをえない事情を有すると研究科が認めた者	事前にお問い合わせください。

4 在学期間

長期履修学生の在学期間は博士前期課程にあつては3年以上4年まで、博士後期課程にあつては4年以上6年までです。

なお、長期履修を認める期間は1年単位です。

5 可否の認定

申請書類に基づき審査のうえ、認定の可否を決定し、合格通知と合わせて通知します。

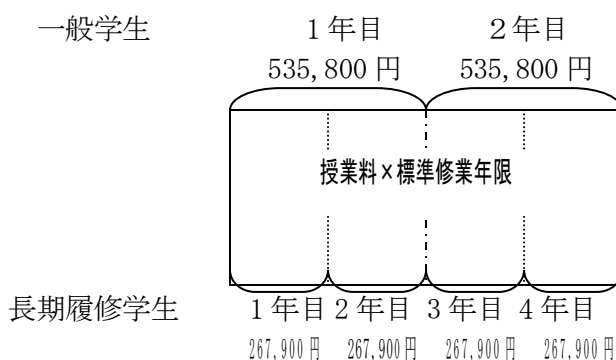
6 長期履修制度に係る授業料

兵庫県立学校授業料等徴収条例で定められた大学の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修学生として認められた在学期間（以下「長期在学期間」という）の年数で除した額とします。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。

$$\text{長期履修学生の年間の授業料} = \frac{\text{通常の授業料} \times \text{標準修業年限}}{\text{長期在学期間の年数}}$$

- ◆ 例 博士前期課程において長期在学期間が4年を認められた場合
(授業料の年額：535,800円として計算)



7 長期在学期間の延長

長期在学期間の延長は認められません。

8 長期在学期間の短縮

長期履修学生が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込みのある場合は、所定の手続きにより、長期在学期間の短縮をすることができます。

なお、在学期間を短縮する場合は、短縮を認められるときに短縮に係る授業料の差額が必要となります。

9 お問い合わせ先

兵庫県立大学神戸情報科学キャンパス経営部総務学務課

〒650-0047

神戸市中央区港島南町7-1-28

計算科学センタービル5階

TEL 078-303-1901

e-mail gsai@ai.u-hyogo.ac.jp